

2023

図表による建築基準法の解説書!

図解建築法規

編集

国土交通省住宅局建築指導課

図 本年版の特色

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築基準法及び同施行令・同施行規則等の令和5年4月1日施行分の改正の内容を反映しました。

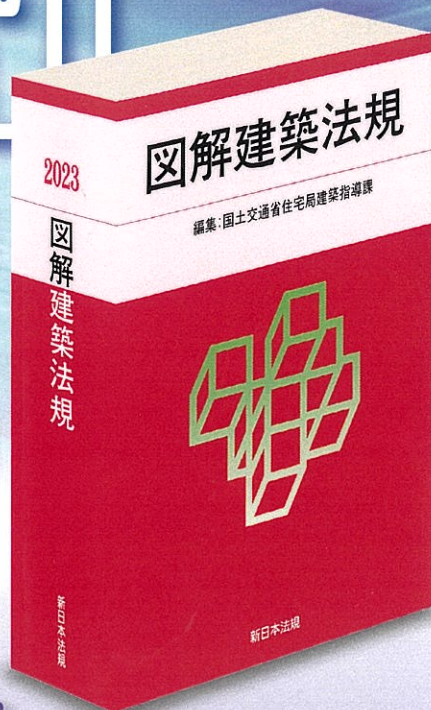
図 図表によるわかりやすい解説

建築法規の基礎知識から建築物の設計、工事着工、完了、維持管理にいたるすべての事項について、関連項目が一目でわかるよう、図や表を用いてわかりやすく解説しています。

A5判・総頁1,256頁

定価3,740円（本体3,400円）送料570円

ISBN978-4-7882-9121-8



内容見本

(A5判縮小)

28 第2章 建築物の安全性を確保するための技術的基準

害を与えたりするが、これらの危険があらかじめ予想される区域に対しては、地方公共団体が条例で災害危険区域を定め、その区域内での建築物を制限し、また住宅の建築を禁止することができる（法39条）。

災害危険区域制度の立法趣旨は、本来、前述のような津波、高潮、大規模な洪水・溢水などの常襲地域では、短い時日のうちに、その災害の防除をすることは、膨大な投資を要し、地域経済的な負担限度をはるかに超えるので、このような場合に、建築制限、住宅新築禁止などを課し得るとしたものである。

なお、災害危険区域の指定状況は図表3のとおりである。

宅地造成及び特定盛土等規制法によって指定された宅地造成等工事規制区域内では、宅地造成等工事について技術的な基準に従わなければならない〔宅地造成及び特定盛土等規制法13条〕。

このため、地盤の切土・盛土、擁壁の構造、かけ面の保護、排水施設などについて規定があり、また、設計者の資格なども定められている〔宅地造成及び特定盛土等規制法施行令3条～16条・22条〕。

なお、土砂災害特別警戒区域内の建築については、第2章第3節④参照。

図表 3 災害危険区域の指定状況（令和4年4月1日現在）

指定理由	指定箇所数 (箇所)	区域内面積 (ヘクタール)	区域内の建築物数			
			住宅 (棟)	うち既存 不適格住 宅(棟)	非住宅 (棟)	計 (棟)
土砂災害	19,217	27,737.63	334,278	133,860	36,866	371,144

490 第5章 用語の定義・法令 用語の定義(た)

構造部分	構 造	被 覆 材 料	小径・厚さB			被覆・厚さt			備 考
			30	1	2	3	30	1	
鉄骨 (断面積を 加熱周長で 除した数値 が上フラン ジが床スラ ブに密集し た構造で三 面から加熱 されるもの にあつては 6.1以上、 その他のも のにあつて は6.7以上 のH形鋼に 限る)	鉄骨 (断面積を 加熱周長で 除した数値 が上フラン ジが床スラ ブに密集し た構造で三 面から加熱 されるもの にあつては 6.1以上、 その他のも のにあつて は6.7以上 のH形鋼に 限る)	繊維強化セメント板(かさ比重0.35以上のけい酸カルシウム板)					2.0	4.5	
		繊維強化セメント板(かさ比重0.15以上のけい酸カルシウム板)					2.5	4.7	
吹付けロックウール(かさ比重0.3以上)	吹付けロックウール(かさ比重0.3以上)					3.5			
		鉄強化せこうボード2枚張り	N			4.6	厚さの合計		
床面から梁の下端まで	天井のないも								

掲載内容

第1章 建築法規を学ぶまえに

第1節 建築法規の歴史

- ① 建築法規の生い立ちとその意義
- ② 日本における建築規制の歴史
- ③ 建築基準法の沿革

第2節 建築に関する諸法令のあらまし

- ① 建築物の敷地・構造・設備に関する法令
- ② 特定の用途の建築物に関する法令
- ③ 営業許可に関する法令
- ④ 危険物等の取扱い・貯蔵・処理に関する法令
- ⑤ 建築設備に関する法令
- ⑥ 都市計画・土地利用・環境保全・公害対策などに関する法令
- ⑦ 建築・住宅・開発等の助成に関する法令
- ⑧ 民法その他権利関係の法令

第3節 建築法規を理解するための基礎知識

- ① 法令の種類
- ② 法令の形式
- ③ 法令の用語

第4節 建築基準法の特徴と適用範囲

- ① 建築基準法の特徴
- ② 建築基準法の構成と適用範囲
- ③ 技術的基準（実体規定）の適用除外

第2章 建築物の安全性を確保するための技術的基準（建築基準法における単体規定）

第1節 建築物の安全性の確保

- ① 建築物の安全性とは
- ② 特殊建築物における安全性とは
- ③ 基準の表現
- ④ 基準と技術者の態度

第2節 建築物と敷地

- ① 敷地の衛生と安全
- ② 災害危険区域及び宅地造成工事規制区域内等の建築

第3節 建築物の構造強度

- ① 構造設計の原則
- ② 構造部材等
- ③ 構造細則規定
- ④ 構造計算

第4節 建築物の防火と避難施設

- ① 防火・避難計画の考え方
- ② 構造制限と防火区画
- ③ 避難施設等
- ④ 内装制限
- ⑤ 排煙設備
- ⑥ 非常用の照明装置
- ⑦ 非常用の進入口
- ⑧ 非常用エレベーター
- ⑨ 中央管理室
- ⑩ 避雷設備
- ⑪ 地下街と地下道
- ⑫ その他

第5節 建築物の環境衛生などとそのための構造・設備

- ① 居室の採光・換気
- ② 居室の天井・床の高さと床の防湿方法
- ③ 火気使用室の換気の基準
- ④ 地階における住宅等の居室
- ⑤ 共同住宅等の遮音構造
- ⑥ 階段の一般構造基準
- ⑦ 空気調和・換気設備
- ⑧ 便所と浄化槽
- ⑨ 給排水設備・その他の配管設備
- ⑩ 冷却塔設備
- ⑪ 昇降機（エレベーター、エスカレーター等）
- ⑫ その他の設備に関する基準
- ⑬ シックハウス対策

第6節 簡易構造建築物に対する規制の合理化

- ① 簡易な構造の建築物に対する建築規制の合理化

第7節 その他

- ① 独立煙突・鉄塔・記念塔・広告塔・サイロなどの工作物
- ② 展望用エレベーターなどの観光施設及びコースター・メリーゴラウンド・飛行塔などの遊戯施設
- ③ 工事現場の危害防止
- ④ 建築材料の品質

第3章 健全な街造りのための基準（建築基準法における集団規定）

第1節 都市の建築物に対する基準

- ① 都市計画と建築
- ② 都市計画法と建築基準法
- ③ 都市計画に関連する他の法令

第2節 道路による建築制限

- ① 建築と道路
- ② 道路の定義
- ③ 敷地と道路の関係
- ④ 道路内の建築制限
- ⑤ 壁面線

第3節 用途制限

- ① 用途制限の意義
- ② 用途地域の種類と建築制限
- ③ 特例的な建築許可
- ④ 特別用途地区
- ⑤ 特殊な用途の建築物の位置
- ⑥ その他

第4節 建築物の面積、高さ及び敷地面積の関係

- ① 容積率
- ② 建蔽率
- ③ 最低敷地面積の制限
- ④ 第一種低層住居専用地域等内の高さの限度と壁面の位置
- ⑤ 道路の幅員による高さの制限（道路斜線制限）
- ⑥ 隣地境界線による高さの制限（隣地斜線制限）
- ⑦ 住居専用系の用途地域内の北側の高さの斜線制限（北側斜線制限）
- ⑧ 斜線制限と同程度の採光等を確保する建築物に係る同制限の適用除外
- ⑨ 日影による中高層建築物の高さの制限

- ⑩ その他
- ### 第5節 防火地域等
- ① 防火地域制の意義
 - ② 防火、準防火地域内の建築制限
 - ③ その他
 - ④ 特定防災街区整備地区

第6節 地区計画等

- ① 地区計画等とは
- ② 地区計画・地区整備計画
- ③ 防災街区整備地区計画・特定建築物地区整備計画・防災街区整備地区整備計画
- ④ 沿道地区計画・沿道地区整備計画
- ⑤ 集落地区計画・集落地区整備計画

第7節 その他

- ① 総合的設計による一団地の建築物
- ② 連担建築物設計制度
- ③ 総合設計制度と一団地認定制度の本体化
- ④ 建築協定
- ⑤ 景観地区
- ⑥ 建築物の敷地が区域・地域・地区の内外にわたる場合の措置
- ⑦ 指定工作物

第4章 建築物ができてからなくなるまで—必要な手続など—

第1節 建築工事が着工されるまで

- ① 設計と建築士制度
- ② 確認申請
- ③ 指定確認検査機関
- ④ 確認審査
- ⑤ 許可申請
- ⑥ その他

第2節 建築工事の着工に伴って

- ① 建築工事届
- ② 確認の表示の義務
- ③ 工事現場の危害の防止
- ④ 工事中の特殊建築物等の使用制限
- ⑤ 工事中の安全上の措置等の計画の作成及び届出

第3節 工事の中間段階における検査

- ① 中間検査の申請
- ② 中間検査合格証の交付と特定工程後の工程の施工

第4節 工事の完了と建築物の使用開始

- ① 完了検査の申請
- ② 検査済証と特殊建築物等の使用制限

第5節 建築物の維持管理

- ① 増改築・移転・修繕・模様替
- ② 建築設備の設置
- ③ 用途変更
- ④ 定期的な調査・検査と報告

第6節 建築物の除却

- ① 建築物除却届

第7節 仮設建築物

第5章 用語の定義・法令（省略）

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本館本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番2号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2023.2)11600221

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。